

1 都市計画マスタープランとは

- ・市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）
- ・市町村が創意工夫のもと、市民意見を反映して都市づくりの指針を定める

2 位置付けと構成

位置付け：「基本構想」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即ず「分団別の諸計画」における総合的な指針

構成：○全体構想 ○地域別構想 ○まちづくりの推進方策

3 策定の経緯

(1) 委員会と懇談会の開催

- ①「策定調整委員会」・・・・・・全体構想（市域全体を対象） 7回開催
- ②「地域別市民懇談会（4地域）」・・地域別構想（身近な地域を対象） 7回開催

(2) 主な経緯

- 平成15年 9月 1日 第6回策定調整委員会（全体構想・地域別構想の策定）
- 平成15年 9月 30日 都市計画審議会に報告（策定）
- 平成15年10月25日 広報特集号（策定）・・・・・・資料2参照
- 策定に関する意見の収集
- 平成15年11月 5日 説明会の開催（策定の説明）
- 平成15年11月15日 意見を述べる会（公聴会）の開催  
公聴者 6名（八幡4～6丁目）
- 平成15年11月25日 第7回策定調整委員会（市民意見の対応・都市マス案）
- 平成16年 1月 9日 委員会から市長へ提案

(3) 市民への情報提供（意見募集）

- ①広報いちかわ、フォーラムアイ、広報特集号・・・（計9回）
- ②その他（多目的ホール 4回、ホームページを随時更新）

(4) 各種団体等への説明

- ①各種団体・・・市川商工会議所・商店会関係者、不動産・建設関係者、漁業組合、農協関係組合、市川内陸工業会
- ②近隣市・・・松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市、流山市、江戸川区へ説明

(5) 市議会説明

- ・各会派へ説明（平成15年10月）

5 まちづくりの推進方策 .....資料4参照 p147～p154

(1) 組織によるまちづくり

- ①まちづくりにおける役割
- ②参加しやすい環境づくり
- ③都市計画制度等への反映と活用

(2) まちづくり推進体制の充実

- ①市内推進体制の充実
- ②都市計画マスタープランの運用管理
- ③市民主体のまちづくり

6 策定に対する意見と対応 .....資料3参照

主な市民意見

- ・目標における「交通体系の確立」は交通整備を特化したものとなるのでは、
- ・構造部は特化した拠点と軸で一種集中型である。多面的な分散型が良い。
- ・都 3.4.18号に交通が集中し環境悪化が予想される。一環集中型の都市軸構想は誤り。
- ・土地利用の方針における「土地の高度利用」と「防災性の向上や都市空間の形成」は結び付けられないのでは。
- ・市街化調整区域の土地利用として憩い学ぶ場所としての活用が欲しい。
- ・工業地域内に住宅地化が進んでいる。住工混在の問題など環境改善も必要では。
- ・指定された斜面緑地以外についても、宅地化を抑制し緑地の確保を。
- ・景観の保全や育成の観点から高層ビルはできる限り抑制したい。特に江戸川沿川の市川らしさを失わないように。
- ・治水対策において、自然環境への配慮や親水施設の整備は不要では。
- ・交通は環境を悪化させるので、在環境への配慮などの方針がないのでは。
- ・道路整備が遅れている。また、住宅地内の生活道路における安全施設の整備を望む。
- ・4地域の区分について、例の成立過程や生活が異なる地区をいっしょにしているため方針の記述が曖昧になっている。

7 今後の予定

- ①平成16年1月末 都市計画審議会へ説明・答申
- ②平成16年3月 公表（公告）、知事に報告
- ③平成16年4月末 広報掲載、窓口閲覧、ホームページ掲載、所定資料配布
- ④平成16年7月頃 都市マスの配布（印刷製本）